

補正予算（第2号）の内容について

1 基本方針

直面する物価高騰等により、厳しい経済状況にある市民生活や事業活動を支援するための施策を実施する。

2 内容

・物価高騰等に対する支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民生活等への支援		827,000		827,000
プレミアム付商品券の発行 【商工労政課】 【24頁参照】	物価高騰等により厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を販売する。 <販売額等>5,000円分の商品券を2,000円（プレミアム額3,000円/冊）で販売（全戸に引換券郵送）、一世帯あたり購入：上限2冊 <使用期間>令和5年10月～令和6年1月末 <券の販売>郵便局：令和5年10月～11月末 量販店等：令和5年10月～令和6年1月中旬 <対象店舗>市内大型店、飲食店や小売店・サービス業等	827,000		827,000
農業者への支援		6,265		6,265
認定農業者（国版・大阪版）等への支援 【農林課】	肥料等の高騰による負担を軽減するため、国版・大阪版認定農業者、準農家及び新規青年就農者に対し、農業活動支援給付金を支給する。 <対象> ①農作物：令和4年1月1日～12月31日に売上有る市内の国版・大阪版認定農業者等 ②配合飼料：養鶏事業を行う認定農業者等 ③米（地産地消用）：JA茨木市に学校給食用米（令和5年度）を販売する市内農家 <支給額> ①準農家：1万円、新規青年就農者：1.5万円、国・大阪版認定農業者等：令和4年度売上額に応じた額（1～37万円、※③で支給される金額は控除） ②配合飼料購入量に応じた額（令和5年4～9月購入量から国補填金を控除した額の20%） ③90円/袋（30kg）	6,265		6,265
子育て世帯への支援				
小学校給食費の無償化 【学務課】	食料品等の物価高騰による経済的負担を軽減するため、小学校給食費を無償化する。 <対象期間>令和5年4月～令和6年3月（1～3学期） 【財源：地方創生臨時交付金(国)577,073、小学校給食費(諸)△707,940】	—	—	—

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
福祉事業所・医療機関等への支援		116,043		116,043
障害者（児）福祉サービス事業所への物価高騰等支援給付金の支給 【障害福祉課】 【発達支援課】	障害福祉サービス等に係る提供体制の維持・継続を図り、物価高騰等による影響の軽減及び感染症対策（クラスター対策等）を支援するため、市内の障害者（児）福祉サービス事業所等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 <対象>市内の障害福祉サービス事業所（130事業所）、放課後等デイサービス事業所等（50事業所） <支給額>1事業所あたり10万円	18,016		18,016
介護事業所等への物価高騰等支援給付金の支給 【長寿介護課】	介護サービスに係る提供体制の維持・継続を図り、物価高騰等による影響の軽減及び感染症対策（クラスター対策等）を支援するため、市内の介護事業所等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 <対象>市内の介護事業所（268事業所）、コミュニティデイハウス（19か所）、街かどデイハウス（1か所） <支給額>1事業所あたり10万円	28,818		28,818
医療機関への物価高騰等支援給付金の支給 【医療政策課】	医療体制の維持・継続を図り、物価高騰等による影響を支援するため、市内で開設している医療機関に対して、物価高騰等支援給付金を支給する。 <対象>一般診療所（238施設）、市内の病院（14施設）、歯科診療所（153施設）、薬局（139施設） <支給額>病院：1施設あたり50万円 病院以外の医療機関：1施設あたり10万円	60,109		60,109
私立保育施設等への物価高騰等支援給付金の支給 【保育幼稚園事業課】	保育サービス等提供体制の維持・継続を図り、物価高騰等による影響を支援するため、市内の保育施設等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 <対象>私立保育所（14施設）、私立認定こども園（34施設）、私立地域型保育事業所（20施設）、私立幼稚園（10施設）、企業主導型保育事業所（13施設） <支給額>1事業所あたり10万円	9,100		9,100

「エール茨木プレミアム付商品券」の発行について

物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を販売します。

■ STEP 1 >> 市役所から届く引換券を持参し、郵便局等で商品券を購入



■ STEP 2 >> 購入した商品券で、参加登録している市内の飲食店や小売店舗等でお買物等



《事業概要》

概要	参加登録した市内の事業者（大型店舗を含むスーパー、飲食店、理美容店等）の店舗で使用できるチケット方式の「エール茨木プレミアム付商品券」を販売
販売額	2,000円で5,000円分(500円券×10枚)の商品券(1冊)を販売 ※プレミアム率150%
対象者	茨木市に住民票のある全世帯（約13万世帯）
購入可能数	1世帯につき2冊まで購入可能
利用期間	令和5年10月～令和6年1月末（予定）
購入方法	令和5年9月下旬に市から届く引換券を郵便局等に持参し、商品券を購入
商品券の 販売場所	市内の郵便局・量販店等で販売予定 ※詳細は後日、広報誌や市HP等でお知らせ
参加登録方法 (事業者の方)	令和5年7月からWEBで登録（市HPに案内を掲載）